金銭トラブルは「少額訴訟」でスピード解決！

○簡易裁判所の民事訴訟の中でも少額訴訟は、少額（60万円以下）な金銭トラブル（敷金の返還、ネットオークションの代金請求など）を、迅速に解決することを目的とした特別な手続きです。

少額提訴のメリット

①判決までが早い！

- 原則１回の審理でトラブルを解決

②手続きが簡単

- 備え付けの定型用紙で申し立ても簡単
- 裁判所窓口では、手続き案内や説明を受けられる

③トラブルの内容や相手に応じた柔軟な解決ができる！

- 相手方の支払能力を考慮して、分割払や支払の猶予などを認める判決が可能

○少額訴訟についてもっと詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続きの案内」ページの「簡易裁判所の民事事件Ｑ＆Ａ」（http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html）

平成28年度裁判所職員採用一般試験について（裁判所事務官、高卒者区分）

裁判所職員の採用試験を次のとおり実施します。詳細については、下記までお問い合わせください。

◆受験資格

平成28年４月１日において高等学校卒業後２年以内の方及び平成29年３月までに高等学校を卒業する見込みの方（平成28年４月１日において中学卒業後２年以上５年未満の方も受験可）

◆受付期間

①インターネット申込み
７月12日（火）午前10時から同月21日（木）まで

②郵送による申込み
７月12日（火）から同月15日（金）まで

◆試験日

平成28年９月11日（日）

◎問い合わせ先

旭川地方裁判所事務局総務課人事係
☎0166－51－6267

国民年金保険料「後納制度」について

過去５年以内に収め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から３年間限りの特例として開始されました。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度は利用できません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」（0570－011－050）またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

information 各種情報

水難事故防止 海や川 危険もいっぱい ご用心

■波の力で倒されたり、沖に流される危険があります。水辺で遊んでいる子供の近くにいて、目を離さないようにしましょう。

■海水浴場などの指定された場所で、自分の技量や体力に応じて泳ぎましょう。遊泳禁止区域では、どのような危険があるか判りません。

■体調不良時や飲酒しての遊泳は事故のもとです。無理をしたり、お酒を飲んで泳がないようにしましょう。

■釣りをするときは、救命胴衣を必ず着用し、安全な場所で行いましょう。高波時の防波堤、流れの速い岸辺、滑りやすい岩場は避けましょう。

■水上オートバイは遊泳区域に入らないこと。
遊泳者等に注意するなどの安全航行に努め、救命胴衣を必ず着用しましょう。

◎連絡先　留萌警察署　☎0164－42－0110

マリンレジャーを安全に楽しむために ～留萌海上保安部からのお願い～

海水浴をする際は

- 離岸流に注意し、海水浴場で泳ぎましょう！
- 保護者の方はお子様から目を離さないようにしましょう！
- 飲酒後の遊泳はやめましょう！

有毒植物による食中毒に注意しましょう

高齢者の方がスイセンやイヌサフラン等の有毒植物を山菜等と間違って食べたことによる食中毒が、北海道内においても発生しています。食用と確実に判断できない植物は、絶対に採らない、食べない、売らない、人にあげないようにしましょう。

また、家庭菜園や畑などで野菜と観賞植物を一緒に栽培したり、食用の植物だと思っても植えた覚えのない植物を食べるのはやめましょう。

野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けましょう。

※代表的な有毒植物の特徴等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

・自然毒のリスクプロファイル
（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/poison/index.html）

・有毒植物による食中毒に注意しましょう
（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yuudoku/index.html）